

FIELD NOTE

no.167



**WILDLIFE
MANAGEMENT
OFFICE**

2025.7

目 次

FIELD NOTE 2025 年 7 月号 No.167

1	「キノコ」を食するものたち	関 香菜子・山崎 翔気
7	違法わなについての問題提起 -トラバサミを発見した時の対応について-	藏元 武藏
11	関西クマ事変 2024	中島 彩季
15	人が好きか動物が好きか ～私が正社員を目指した理由～	山崎 耕造
17	新人紹介	濱屋 泰子
18	WMO活動報告 2025 年 4 月～6 月	
14	表紙の絵	島田 駿

「キノコ」を食するものたち

関 香菜子（ワイルドライフマネジメント事業部 計画策定支援室）・山崎 翔気

フィールド調査で山を歩いていると、ふと、きのこのこが目に入ることがあります。これぞキノコと感じさせる優美な姿をしたテングタケの仲間と遭遇すると、つい足をとめて見入ってしまったり、紅色・白色・緑色など多彩な色があり饅頭型をしたベニタケの仲間が足元に広がっていると、何故かうれしい気持ちになったりと、みなさんもキノコの不思議な力を感じたことはないでしょうか。とりわけ、遭遇したキノコが食べておいしいものであった時は、その場で仕事を放棄したいほどの高揚感に満たされます。



テングタケの仲間（タマゴタケ）

さて、私がプライベートで通っている鈴鹿山脈は、三重県・岐阜県・滋賀県の県境に位置し、標高 1,000m級の山々が連なっています。植生は二次林や人工林が主ですが、標高の高いところにはブナ林が存在し、日本海側と太平洋側の気候の影響を受けることから動植物の多様性が高く、ツキノワグマやイヌワシも生息しています。



ベニタケの仲間（クサイロハツ）

2016年、落葉が進んだ晩秋の頃、標高の高い県境付近の山中を歩いていた時、1本の立枯木にキノコがびっしりと発生しているのを発見しました。そのキノコは、形はヒラタケに似ており、表皮の色はくすんだ黄色味を帯び、多数が重なって発生していました。これはもしかすると思い、表皮を剥がしてみると、ツルっと剥けました。皮が剥けるキノコ（茸）、その名のとおり「ムキタケ」です。

ムキタケはブナなどの落葉広葉樹の立枯木や倒木に重なり合って発生するキノコで、秋になると東北地方などでは産直コーナーに並び、地域によっては身近な食用キノコとして親しまれています。

その一方で、鈴鹿山脈に含まれる三重県では、「三重県レッドリスト 2024」において絶滅危惧 I B類（近い将来における絶滅の危険性が高い種）に指定されており、鈴鹿山脈内ではそう簡単に見つけることはできません。

鈴鹿山脈では珍しいキノコであるムキタケを観



ムキタケが発生した立枯木（左）と採り頃サイズに育ったムキタケ（右）



削ぎ取られた跡（左）とこれから育ち始める微小のムキタケ（右）

察するべく、毎年発生する時期に現場へ通っていたところ、2022年に大きな異変に気付きました。ムキタケは例年の観察結果から、毎年ほとんど同じ時期に発生していたのですが、この年はムキタケの姿が目に入ってこなかったのです。いったい何が起きたのか、注意深くムキタケが発生していた立枯木と倒木を見てみると、採り頃のサイズに育ったムキタケが削ぎ取られた跡があり、これから育ち始める微小のムキタケだけが少し残っていました。この状況から、何者かによってムキタケ

が採取されたと推察されました。ただし、この場所は、そうそう人間が立ち入ってくる場所ではない…。

異変が見られた翌年からの2シーズン（2023、2024年）、その真相を解き明かすべく、ムキタケの発生する時期の前から赤外線センサーカメラを設置し、立枯木と倒木の撮影を試みましたので、その結果を紹介します。

【2023年】

(1) 赤外線センサーカメラ設置

ムキタケが発生する倒木と立枯木が写るように赤外線センサーカメラを設置しました。

(2) 結果

ムキタケは11月3日に発生し始め、その6日

後から22日後までの間に、ニホンザルとニホンジカがムキタケを採餌している姿が確認されました。

ニホンザルは群れで訪問しており、倒木に腰掛けたり、立枯木に登ったりしながら食べ頃サイズの採餌を繰り返していました。

一方、ニホンジカは、単独または群れでの行動



赤外線センサーカメラ（左）と撮影範囲（右；丸枠内が発生場所）

表1 2023年の結果

月日	動物種	採餌	備考
10月14日			カメラ設置
11月3日			ムキタケの発生開始
11月6日	ニホンジカ		付近を通過
11月9日	ニホンザル	○	
11月12日	ニホンジカ		付近を通過
11月17日	ニホンジカ	○	
11月18日	ニホンジカ	○	
11月19日	ニホンジカ		付近を通過
11月21日	ニホンジカ	○	
11月25日	ニホンザル	○	
11月26日			カメラ回収

※上記以外で撮影された動物種：アナグマ、ハクビシン



倒木に腰掛けながら採餌するニホンザル



倒木の付け根に口先を突っ込んで採餌するニホンジカ
(反対側にあるムキタケには気づかない)

が見られ、ゆっくりと歩きながら食べ物を探し、目先にムキタケがあれば採餌していました。そのため、倒木の反対側に食べ頃サイズのムキタケがあっても、目に入らなければ食べられることはなく、そのまま残されていました。おそらく、ニホンジカにとってムキタケはそれほど食欲をそそるような食べ物ではないのかもしれませんが。

【2024年】

(1) 赤外線センサーカメラ設置

2023年は倒木をメインに撮影しましたが、2024年は立枯木をメインに撮影するために、逆側からの撮影を試みました。

(2) 結果

2024年は夏の暑さが続いたため、キノコの発生時期が遅く、前年に比べて9日遅い11月12日にムキタケが発生し始め、その4日後から10日後までの間にニホンザルのみがムキタケを採餌している姿が確認されました。

ニホンザルによる採餌が確認されたことは前年と同じ結果でしたが、2024年の撮影状況で特に驚いたことは、ニホンザルが採餌をしていた時間帯です。ムキタケの発生が確認できた3日後(15



赤外線センサーカメラ(左)と撮影範囲(右;丸枠内が発生場所)

表2 2024年の結果

月日	動物種	採餌	備考
10月12日			カメラ設置
11月12日			ムキタケの発生開始
11月12日	ニホンジカ		付近を通過
11月15日	ニホンザル		付近を通過
11月16日	ニホンザル	○	※深夜に採餌
11月19日	ニホンジカ		付近を通過
11月21日	ニホンザル	○	
11月22日	ニホンザル	○	
11月23日	ニホンザル		付近を通過
11月24日	ニホンジカ		付近を通過
11月25日	ニホンジカ		付近を通過
11月27日	ニホンジカ		付近を通過
12月1日			カメラバッテリー切れ

※上記以外で撮影された動物種：アナグマ、イノシシ、ハクビシン、ホンダタヌキ、ホンデン、ホンドリ、アオゲラ、オオアカゲラ、カケス、コガラ、コゲラ、シジュウカラ、トラツグミ、ヤマドリ



深夜（午前1時～4時）に出現し、採餌をするニホンザル



日中における倒木（左）と立枯木（右）での採餌

日)の午後5時頃、1頭が立枯木の前を通過しており、その晩は周辺で休息していたと考えられました。日付が替わった16日午前1時頃、突如1頭のニホンザルが立枯木に現れました。その後、断続的に1個体ずつが現れては採餌をする行動が、午前4時まで繰り返されました。

ニホンザルの深夜における活動は22日午前3時前にも確認され、この時は採餌をしませんでしたが、群れの中で追い回す行動をしており、深夜でも活発な活動が見られました。

ニホンザルは前年と同様に、ムキタケを一度採餌し始めると食べ頃サイズを採取し尽くす行動が見られました。2024年にニホンジカによる採餌が確認できなかったのは、ニホンザルによって食べ頃サイズのムキタケが既に食べつくされていたためと考えられました。

以上の2シーズンにわたる赤外線センサーカメラを用いた撮影により、今回の目的であった2022年の“異変”の真相究明において、ムキタケを食するものの正体を明かすことができました。こうして、スッキリとした気持ちになったのも束の間、ふと、新たな疑問が浮かんできました。

一つ目は、ここで観察されたニホンザルやニホンジカは、どのようにしてムキタケを食べられるキノコと認識できるようになったのか。長い目で

みると適応進化と表現できると思いますが、食べたことのないキノコに初めて口を近づける場面を想像すると、ちょっと恐ろしい気分になります。人間の世界でも、毎年のように毒キノコによる食中毒が起きていますが、他の動物にも同じようなことが起きているのか気になります。

二つ目は、野生動物とキノコはどのような関係性をもっているのか。近年、今回と同様に赤外線センサーカメラによって、エゾリスがベニテングタケを採餌するシーンが撮影され、話題にあがりました。一步引いて考えてみると、人間はキノコに魅了された動物の一種であり、他の動物もキノコと強い関係性を持っていても何ら不思議ではありません。鈴鹿山脈の一部では絶滅危惧IB類に指定されているムキタケは、今後、ニホンザルなどに食されることによって、どのような影響を受けるのでしょうか。

「キノコ」を食するものたちを明らかにしたいというきっかけは、いつしか壮大なテーマを持ちかけることとなりました。

違法わなについての問題提起

-トラバサミを発見した時の対応について-

藏元 武藏（ワイルドライフマネジメント事業部 関西支社）

1. はじめに

トラバサミとは、動物を捕獲するための狩猟用わな的一种で、強いバネの力で金属製の板が閉じ、脚などを挟む構造になっている（図1）。人やペットが踏むと大怪我をする危険があるため、日本では「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護法」）という。）及び「動物の愛護および管理に関する法律」で規制されている。許可なく使用すると、懲役や罰金刑に処せられる可能性がある。日本では、鳥獣保護法の改定により、平成19年4月16日から、狩猟でのトラバサミの使用は禁止猟法となった。例外的に、学術研究、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止、特定鳥獣の数の調整、その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等をしようとする者がこの猟法を用いるためには、その目的に応じて環境大臣または都道府県知事、もしくは市町村の許可が必要となる。また、鋸歯のあるもの（図2）また

はわなを開いた状態における内径の最大長が12cm以上のトラバサミは、「人の生命または身体に重大な危害を及ぼすおそれ」があるわなを使用する環境大臣が許可する危険猟法にも該当する恐れがある。

2. 違法なトラバサミの発見と対応について

(1) 調査地の概要

X町（仮名）は、年間を通じて比較的温暖で、恵まれた環境から果樹の栽培が盛んである。X町で栽培される果樹は、全国生産量の上位に位置し、県の約4割程度を占める一大産地となっている。

X町では、主にシカ、イノシシ、サル、ハクビシン、カラスによる果樹被害が問題となっており、被害状況は、令和4年度時点で被害面積40a以上、被害金額1,200千円以上となっている。特に、シカによる果樹の樹皮剥ぎが最も被害面積、金額ともに大きい状況である。このような状況の中、X町としては鳥獣による果樹被害の軽減を目的に、専



図1 トラバサミ
(環境省より引用)



図2 鋸歯のあるトラバサミ

門員による指導のもとネット柵の設置、シカによる樹皮剥ぎ被害の実態を把握するドローン調査、わな免許取得者の獲得等を実施し、被害軽減に向けて対策を強化している。X 町を会場として初めのわな猟免許試験を開催した際は、町民 15 名程度（内、柑橘類生産者数名）が合格し、捕獲実績を上げている。

（２）違法トラバサミを発見した際の実施手順

X 町では、近年、サルが生息域の拡大に伴い、果樹被害の増加が懸念されている。そのため、町は県事業を活用し、サルに GPS 首輪を装着して、群れの行動特性を把握するための調査を行った。過年度実施したサルの生息状況調査結果によれば、X 町には少なくとも 3～4 群の生息が確認されて



写真1 トラバサミに捕獲されたサル



写真2 腕が挟まれている状態

おり、その内 2 群を対象としたものである。

トラバサミにサルが捕獲された現場を調査員が発見したのは、柑橘畑に出没する加害群を捜索している最中であった。調査員が接近して捕獲状況を確認したところ、トラバサミ周辺に標識はなく、トラバサミに鋭い突起状の歯がついていることから違法わなである可能性が高いと判断した。サルは衰弱しており、接近しても暴れない状態であった。

現場にいる調査員から連絡を受けた後、上司と相談のうえ、対応方法を検討した。トラバサミを外して放獣するにあたっては、単独での放獣は危険が伴うこと、合法的なわなであった場合、設置者に許可なくわなを外すと後々トラブルになる可能性があることから、次の手順で作業を進めた。

① プロジェクトリーダー（以下、「PL」という。）

及び事業管理責任者に状況を連絡

現場判断で行動はせず、調査員は PL 及び事業管理責任者に連絡し状況を説明した。

② PL から発注者である県に連絡

PL から事業の発注者である県に状況を説明し、県から町へ情報共有してもらうよう依頼した。この時、違法トラバサミの発見状況、時間、詳細な場所、検討している対応方法（外して放獣）、警察への連絡依頼、調査員と X 町が直接やり取りできる連絡手段について共有した。

③ 県から X 町に連絡

県から X 町に、②の情報について共有した。

④ X 町の許可と協力を得たうえで放獣対応

PL から X 町へ連絡し、放獣するにあたって協力依頼と集合場所等を調整した。町は協力的で、職員 2 名がすぐに現場に駆けつけてくれた。そして、調査員と X 町職員 2 名の計 3 名で放獣

対応を行った。手順は以下の通りである。

- ・調査員からX町職員に、放獣手順とトラバサミの構造と外し方について説明した。
- ・調査員がサルに接近し、ブルーシートで捕獲個体を覆い隠して保定した。
- ・X町職員2名がサルに接近し、トラバサミのストッパーを下げ、サルの手を外した。
- ・X町職員2名に離れてもらい、調査員がブルーシートを外して放獣した。
- ・放獣後、捕獲個体が無事に走り去ったことを確認した。

⑤作業終了後、PLから県へ連絡

放獣完了後、PLから県へ放獣終了連絡を報告した。

⑥X町から警察に連絡

X町から警察に、違法トラバサミの設置があったことを連絡した。翌日、警察が現地確認及び調査員への事情聴取を実施した。

以上が、実施した手順である。今回のような違法わなの対応においては、安全管理や後々のトラブル回避の観点から、現場の独断で行動に移すのではなく、必ずPL、事業管理責任者、発注者、市町村に確認のうえ対応することが望ましい。特に、警察への連絡は、市町村が許可の状況を確認した上で、許可権限者にあたる機関が実施することが望ましい。

3. 課題について

(1) 違法トラバサミの実態が不明確

トラバサミは、鳥獣保護法改正により狩猟のための使用は全面禁止となった。しかし、有害捕獲等の許可捕獲においては、衝撃緩衝装置を装着したものに限り、一部認められている場合があるのが現状である。有害捕獲等の許可があり得るために、依然としてトラバサミが販売され、市場に流通しているという問題がある。また、現在、都道府県は有害捕獲の許可権限を市町村にほとんど委譲しており、市町村でのトラバサミによる捕獲許

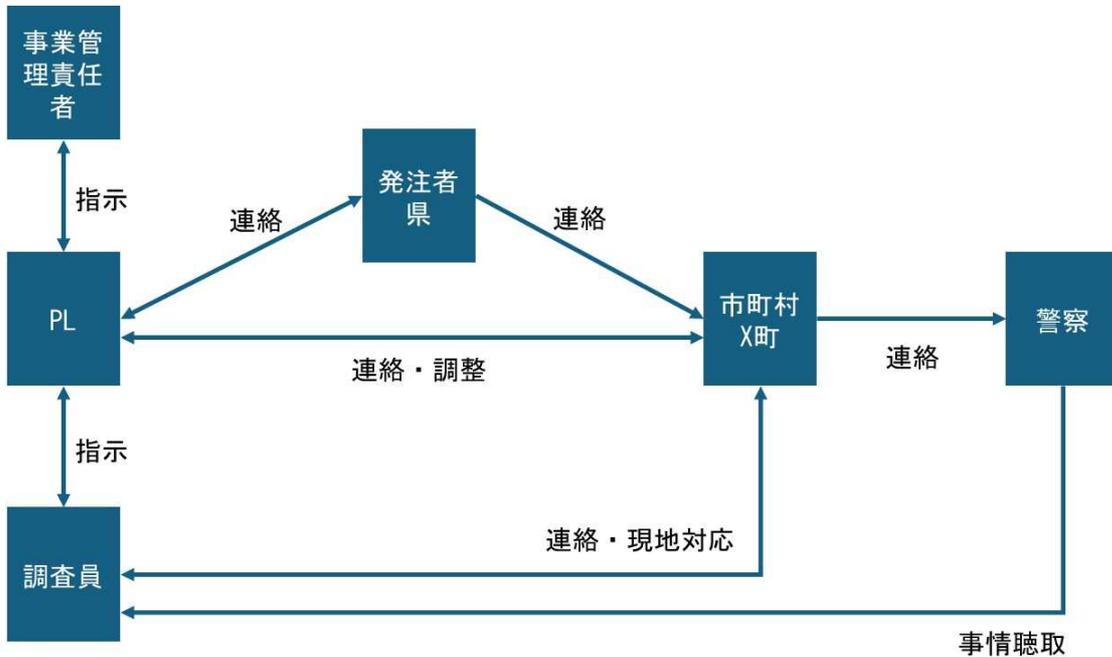


図3 違法わな発見時の連絡体制

可の実態を把握しきれていないケースが多いことも課題としてあげられる。このように、トラバサミの違法使用については、発見した地域住民等からの通報によって事態が把握されることが多いと思われるが、錯誤捕獲の発生や人身被害の発生リスクがあることから、関係行政機関はこういった違法わなの実態について把握し、場合によっては法による規制を強化することが求められる。

(2) 市町村担当者が認識すべき課題

トラバサミは、箱わな等と比べてサイズが小さく、設置場所が特定しづらい。そのため、第三者が気づかずトラバサミに接近し、誤って踏んで怪我を負ってしまう可能性がある。標識がない違法わなであれば、なおさら設置場所の特定は困難となり、怪我のリスクが高くなる。このような違法トラバサミが発見された場合、市町村担当者は違法性を理解したうえで、適切な対応を実施することが求められる。まず、違法トラバサミについて地域住民等から通報があった場合、①通報者から違法トラバサミの設置場所、発見時間、状況を聞き取りし、通報者には違法トラバサミに触らないよう指示する。②市町村担当者は現地確認を行い、違法性を確認する。③違法性が確認できれば、市町村担当者から警察へ連絡し、違反者を特定する努力を行う。④再発防止に向けて、狩猟免許所持者に注意喚起、地域住民に普及啓発（違法わな発見時の連絡体制等）を行うことが求められる。

今後このような違法トラバサミを普及させないためにも、関係行政機関が上述した実態把握を実施したうえで、トラバサミの使用許可と運用に関する法規制の強化あるいはガイドラインを作成（環境整備）することが望ましい。読者には、違法わなの実態を蓄積するためにも、トラバサミを含む違法わなを発見した時は、まずは市町村に連絡することをお願いしたい。また、わなに対する知識や技術があったとしても、独断で判断・行動するのではなく、市町村からの判断で行動することをお願いしたい。

引用文献

わなの規制強化／捕獲許可証・狩猟者登録証所持について. 環境省

<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/pdf/capture2-1.pdf>

狩猟制度の概要. 環境省

<https://www.env.go.jp/nature/choju/hunt/hunt2.html>

関西クマ事変 2024

中島 彩季 (ワイルドライフマネジメント事業部 関西支社)

昨年度となる 2024 年度は、関西支社では伝説の 2010 年度に次ぐクマ捕獲対応件数を記録し、久しぶりの“クマ嵐”が起きました。他の業務にも追われるなか連日のように事務所の電話（出勤要請）が鳴り、慌ただしくがむしゃらに駆け抜けた 2024 年度。関西のクマにとってどんな年だったのかを備忘録として残しておきます。

昨今のクマ事情

この 10 数年、全国的にクマの個体数は増加傾向、分布は拡大傾向にあり、市街地での出没が増えるなど人との軋轢が増大しています。記憶に新しいのが 2023 年度です。2023 年度は秋田県や岩手県を筆頭に、北海道・東北地方で秋の大量出没が発生しました。環境省公表データを元に作成し

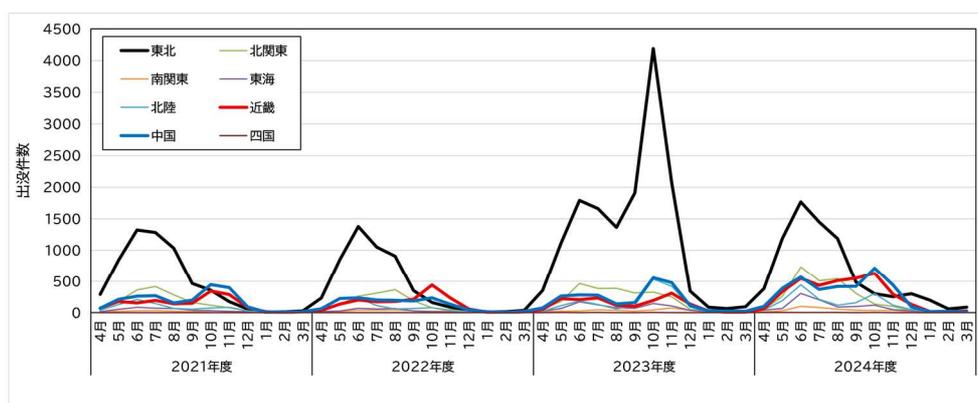


図 1 地方別ツキノワグマ出没件数の推移 (2021 年度～2024 年度)

※環境省公表資料より作成

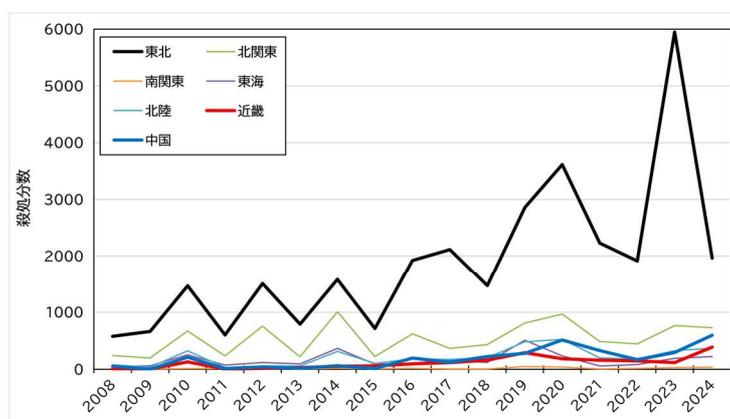


図 2 地方別ツキノワグマ殺処分数の推移 (2008 年度～2024 年度)

※環境省公表資料より作成

た、ツキノワグマの地方別出没件数および殺処分数の推移を図1, 2に示します。東北では2023年度の出没・捕獲が突出して多かったことが分かります。東北森林管理局が実施している東北5県のブナ科堅果豊凶調査では、2023年度はブナの豊凶指数が2000年度以降最低で、このブナ大凶作が大量出没の引き金になったと考えられています。

この大量出没が起爆剤となり、2024年4月にクマ類が指定管理鳥獣に指定されました。また、今年度の9月には鳥獣保護管理法が改正され、“緊急銃猟”が可能となります。クマの保護管理の大

きな転換点となった2023年度ですが、関西近郊では大量出没とまでは言えない出没状況でした。

2024年度のクマ事情—関西近郊を中心に—

2024年度はどうだったでしょうか。全国の出没状況(図1)をみると、春から夏にかけて全国的に出没が多かったものの、秋は2023年度と比較して落ち着いていました。ただし、近畿・中国地方では6月から10月にかけて出没が多い状況が続きました。捕獲数の推移(図2)をみても、近畿・中国地方では2024年度は捕獲数が多かった

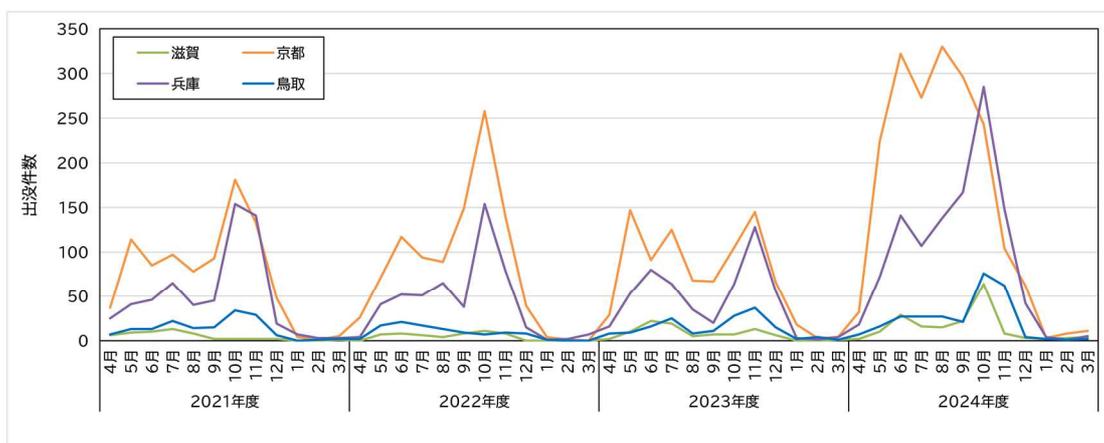


図3 関西近郊の府県別ツキノワグマ出没件数の推移 (2021年度～2024年度)

※環境省公表資料より作成

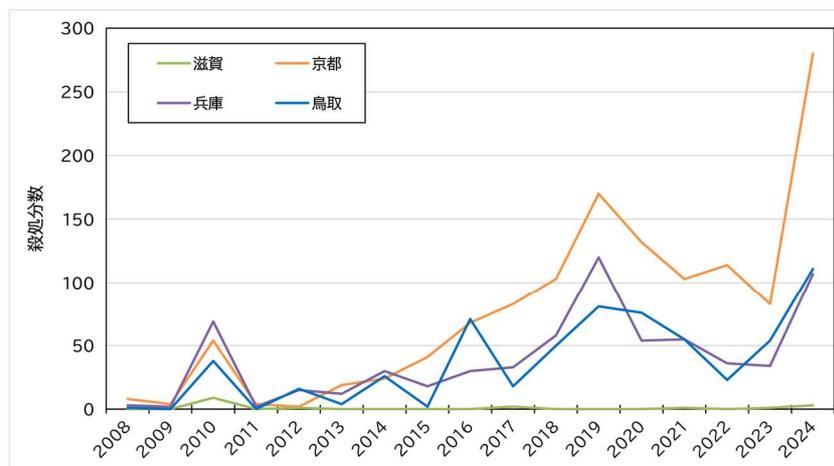


図4 関西近郊の府県別ツキノワグマ殺処分数の推移 (2008年度～2024年度)

※環境省公表資料より作成

ことが分かります。関西近郊の府県について細かく統計をみると、兵庫県と京都府では初夏から出没が多い状態が続きました（図3）。鳥取県や滋賀県でも、秋に出没件数が増加しました。殺処分数をみても、2024年度は過年度と比較して頭数が多い府県がほとんどでした（図4）。

WMO 関西支社のクマ捕獲対応件数も、2024年度は220件と、2010年度の325件に次ぐ歴代2位でした（図5）。特に10月～11月の対応件数が多く、5月～9月も過年度と比較して高い水準で推移していました。また、いくつかの府県では箱わなでの捕獲が多いのも特徴でした。さらに、紀伊2県（和歌山、奈良）では歴代最高対応件数を記録しました。

2024年度、関西近郊のクマたちには何が起きていたのか？決定的な要因は不明ですが、ひとつ考えられるのは、2024年秋は堅果類の結実があまり良くなかったことです。各府県が実施している堅果類の豊凶調査では、鳥取県で「並作」、兵庫県で14年ぶりの「大凶作」、京都府で「昨年より結実の少ない凶作」という結果でした。地域差はあるものの、関西近郊では堅果類の結実量が少なかったために大量出没が発生したと考えられます。大

量出没時には、関西近郊のクマは集落のカキに大きく依存する傾向があります。とある府県では毎年出没情報から出没要因（誘引物）を分析しており、例年その大半をカキが占めています。特に大量出没時には、カキが出没要因（誘引物）となる出没情報が増加する傾向があります（未公表データ）。

ただしそのカキも、2024年秋は大凶作でした。クマの捕獲対応に行く先々で、「2024年度はカキの成りが悪い」、「集落にあるカキがほぼ全滅」という話を耳にしました。先述の府県では、2024年度は出没要因（誘引物）に対するカキの割合が低く、クリやナシ、モモなどの割合が高いという結果が得られました（未公表データ）。山にも集落にもクマにとっての食べ物が少ない状況だった可能性が予想されます。関西近郊に暮らすクマたちにとって苦しい年だったと思われます。

では、秋だけでなく夏から出没や捕獲が多かった理由は何でしょうか。クマの個体数増加や分布域拡大も背景にあると考えられますが、直接的な要因として状況から推察されるのは、夏から秋にかけてクマが利用する液果類も2024年度は軒並み凶作だった可能性です。実際、捕獲対応に行った際に「山の液果類も凶作だ」という話も聞きました。

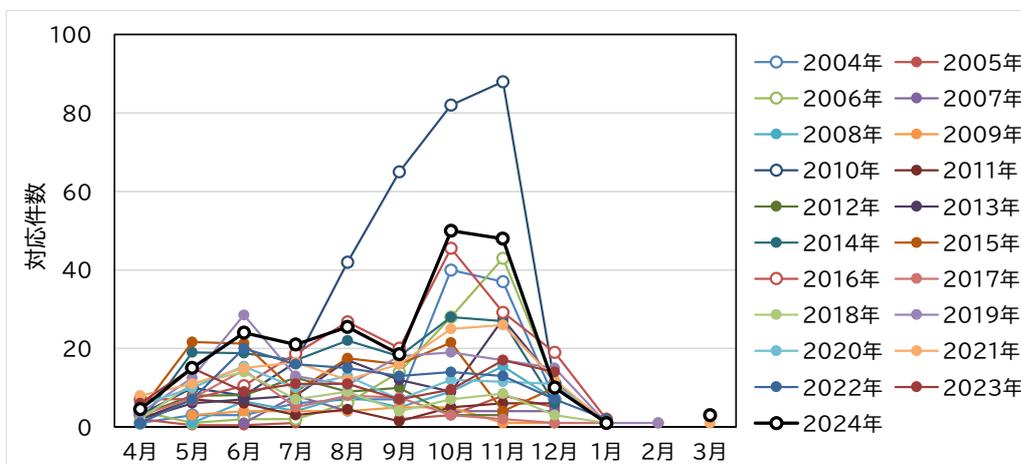


図5 関西支社における月別クマ捕獲対応件数（2004年度～2024年度）

総括すると、2024年度の関西近郊の府県では液果類、堅果類ともに資源量が少なかったために、夏から秋にかけてクマの行動圏が拡大し、大量出沒や捕獲数増加を引き起こしたと考えられます。2024年は全国的に年平均気温が高く、西日本では記録的な高温となりました。たまたま複数樹種の凶作年が重なることもあるかもしれませんが、このような異常気象が植物の生育に影響を与えた可能性も推測されます。

最後に

2025年度も全国各地でクマの市街地出沒やクマによる人身事故が発生しており、人とクマの軋轢が大きな社会問題となっています。関西近郊でも、府県によっては春先から出沒が多い状況が続いています。人とクマの軋轢解消のためにも、その年にクマを取り巻く環境に何が起きていたのか、出沒情報や捕獲個体の情報を分析して出沒要因を解き明かしていくことが求められます。今回は推測の域を出ない考察になってしまいましたが、今後も多角的な視点を持って分析に努めていきたいと思えます。

参考文献

- ・クマの出沒情報（速報値）
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/syutubotu.pdf>
- ・クマの許可捕獲数（速報値）
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/capture-qe.pdf>
- ・令和6年度ドングリ類の豊凶調査結果とツキノワグマ出沒注意喚起について（兵庫県、2024）
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk20/r6hokyochosa.html>
- ・令和6（2024）年度『堅果類豊凶調査』成果報告書（永松、2024）
https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1155932/R06kenkarui_assyuku.pdf
- ・ブナ科種子の豊凶調査について（京都府、2024）
<https://www.pref.kyoto.jp/choujyu/documents/r6houkyou.pdf>
- ・2024年（令和6年）の日本の天候（気象庁、2025）
<https://www.data.jma.go.jp/cpd/longfcst/annual/2024.pdf>

表紙の絵

尾瀬国立公園で夏～秋にかけて見頃のニッコウキスゲと、よくセンサーカメラで撮影される動物たちです。

人に慣れているのか、日中からクマが木道近くで目撃されるなど動物たちとの距離が近く感じられました。

野生動物との距離は一定に保っていききたいところですね。

p.s. 動物の絵がPowerPointで描きためしていたものであったため背景のニッコウキスゲも同様に作成してみましたが、動物より目立ってるような？

島田 駿（ワイルドライフマネジメント事業部 関東支社）

人が好きか動物が好きか ～私が正社員を目指した理由～

山崎 耕造 (ワイルドライフマネジメント事業部 関西支社)

はじめまして、あるいはご無沙汰しております。昨年度非常勤社員としてWMOに入社し、今年の4月より正社員となりました、関西支社所属の山崎耕造と申します。私の大まかな経歴については昨年度のフィールドノート(No.162)に掲載されておりますので、今回の原稿では私が昨年度何を考え、どうして正社員を志望したのかを綴ってみたいと思います。

2024年の4月1日、私は神戸市の関西支社に初出勤しました。当時は関西自体片手の指で数えられるほどしか訪れたことがなく、知人もいない状況でした。家探しや引っ越しをばたばたと済ませ、不安と緊張を覚えながら入社すると、モンベルやワークマンのウェアに身を包んだ先輩方が出迎えてくれて、なんだか安心したことを覚えています。

非常勤社員としての最初の大きな仕事は、クマのカメラトラップ調査でした。カメラトラップ調査に関わるのが初めてだったこともあり、勉強しながら大量の資材の買い出し・加工などで慌ただしく日々が過ぎていきました。夏が来て現場作業が始まると、毎日毎日山の中に入って汗だくで作業し、現場から現場へのはしごもぎらで、月の半分以上が外泊となる日々が続きました。外勤を好まない人にとっては、過酷だと感じる労働環境なのかもしれません。しかし、私は幸せでした。そして、フィールドワークの長所とも短所とも言えますが、運転中や山歩き中、あるいは宿の部屋で一人過ごしているタイミングで、私がどのように野生動物と関わってきたか、今後どのように関わっていきたいかを考える時間はたっぷりありました。

私が野生動物と初めて関わった時のことを、私は覚えていません。私は野生動物に直接関わるよりも先に、野生動物に関わる人たちに囲まれて育ちました。博物館や動物園、水族館に連れて行ってもらったり、調査の現場に行ったり当時の学生に遊んでもらったことも覚えています。すべてを思い出せるわけではありませんが、とても楽しかったことは記憶しています。しかし、思い返してみると、飼育動物や標本を除いて、野生動物をフィールドで目視したり触れたりした経験はあまり多くありません。これは当然のことです。特に中大型の哺乳類となると、目撃する機会は限られますし、通常触れることなどありません。子供の時分など退屈してもおかしくない状況なのに、それでも楽しいと思えていたのは、きっと周りの人たちのおかげです。山の湧き水でカルピスを作ったり、沢の魚やカエルを観察したり、動物のフンをまるで宝物かのように拾ったり、各地のお酒や食べ物を美味しく飲み食いしたり、疲れているだろうに楽しそうに動物の話をしたり、遠くに点のように見える野生動物に興奮したり、そんな人たちの背中を見て私は育ちました。彼ら彼女らの楽しそうな顔を見ていたから、野生動物に関わることは楽しいのだと私も思うようになりました。生まれてから今まで、私は多くの野生動物に関わる人たちに会ってきました。時に悩んだり、病んだり、報われなかったり、疲労困憊したり、それでも野生動物に関わろうとする人たちのことが、私は大好きです。この人たちともっと関わってみたい、この人たちの役に立ちたいと思ったことが、私が野生動物業界に入ろうと思った理由、そして

WMOに入社しようと思った理由なのだと思います。

一方で、私は動物が好きなのか分からなくなる時があります。好きな人（たち）が好きなものを自分も好きだと思ひ込む、言うなれば恋する乙女のような状況に陥っているのではないかと考える時があるのです。彼ら彼女らは、驚くほどの情熱を野生動物に注ぎます。報われないことも多いであろう調査に精を出し、プライベートな時間を削ってまで野生動物と関わろうとする人も少なくありません。比較するものでもないですが、それほど純粋な気持ちを自分は持っているのだろうかと思問してしまいます。しかし、その問いに答えが出たことはありません。純粋に好きであるとは何かを突き詰めようとするれば、それこそ古今東西人類が思い悩んで答えの出ない問いなのかもしれません。それはさておき、最近の私はこのことにあまり悩まなくなりました。それというのも、動物のことが好きであろうが嫌いであろうが、あるいは好きな部分であろうが嫌いな部分であろうが、私は野生動物と関わることをやめないと決めたからです。関わり方は変化するかもしれませんが、何らかの形で意地でも野生動物に関わり続ける、そう覚悟を決めてからは、以前のように悩むことは少なくなりました。

そんなことを考えながら夏のカメラトラップが終わると、秋の糞塊調査、冬のサル調査、報告書作成シーズンと季節は変わっていきました。その途中で、次年度以降に自分がどんな立ち位置を希望するか決める必要が出てきました。非常勤社員として次年度も働くか、正社員への登用試験を受けるか、あるいはWMO外に出るか。思い悩むことは嫌いではありませんが、何らかの答えを出すのは簡単ではありません。最終的に正社員への登用試験を受験し、4月から正社員となったわけですが、その決め手となったのはWMOで出会った人々でした。

前述したように、私は野生動物に関わる人たちが好きです。興味のあることに一生懸命で、少し「変」な人たちと関わるのが大好きです。WMOで出会ったのは、やや変わっていながらも誠実に人や動物と向き合う人たちでした。仕事や、時にはプライベートも含めて付き合う中で、様々な面で尊敬できる人たちだと感じました。この人たちの背中に学び、横に立って役に立てるようになりたいと思いました。そのためには、非常勤社員でいるよりも正社員になった方が具合が良さそうだと考えたことが、登用試験を受けることにした大きな理由の一つです。現状まだまだ力不足を痛感する日々ではありますが、一緒に働く人たち、さらには野生動物に関わる人たちが幸せになる一助になればと思っています。

念のために申し添えておきますが、私は動物が好きかわからないとは書いたものの、野生動物の調査をしたり文献を調べたりしている時に確実に胸の高鳴りを感じています。マネジメントだけでなく、野生動物に関する新しい発見をし、それを広め、自分も楽しみながら、野生動物に関わることに喜びを感じる人を増やしていくという野望は捨てていません。それがどのような形になるかは分かりませんが、フィールドワークを続けていれば考える時間はたっぷりあります。これから先、私がどうなっていくのか、見守っていただけますと幸いです。

みなさま、どうぞこれからもよろしく願いいたします。

新人紹介

はじめまして。本年度7月からワイルドライフマネジメント事業部関東支社に配属となりました、濱屋泰子（はまややすこ）と申します。よろしくお願いいたします。

出身は福島県福島市で、母方の実家が農業を営んでおり、幼少期から自然に触れる機会が多かったように思います（手伝いで呼ばれているながらオタマジャクシやイナゴ集めで遊んでばかりでした）。また、父方の実家である北海道根室市へも小学校卒業頃まで毎年帰省に付いていき、親戚回りに牧場で保護されていたエゾシカと戯れたり、海鳥を観察したりしていました。

そんなこんなで動物や自然が好きになり、実家ではペットを飼うことを禁止されていた反動もあって、「将来は絶対に動物と関わる仕事をする！願わくば野生動物で！」といった経緯から、安直ですが当時“野生動物”のワード検索で引っかかった日本獣医生命科学大学へ進学しました。入学当初は保護の道へ進もうとしていたのですが、卒論テーマでアラグマを取り扱ったことで、管理の業界も考えるようになりました。野生動物を相手にする業界は一般的に見て特殊で、ものによっては生き物を憐れむ人たちのボランティアによって支えられている限界がまだまだ多いと感じています。それを知ったうえでも我が強い性格のため好きなことを仕事にしていた



通学中自転車で轢きそうになった巣立ち雛

（※この後高いフェンスへ）

新卒時はこのような雛や傷病鳥獣の救護を行っていた動物病院に勤めていました。

い気持ちは変わらず、現在まで生計を立てられる場に何とか食らいついています。

一人っ子で体力仕事に向いているように見えないう体格でもあるので、家族や親戚からはあんまり危険な仕事はしないで地元に戻ってこないかという声も序盤はよくありました。それでも上京して一人暮らしを始めてから10年以上が経ち、周りもこの性格はもう無理だ…と呼び戻すのを大分諦めてくれました（笑）。今では母は獣害問題のニュースが出るたびに連絡をくれたり、父は定年後に山登りの趣味を始めたりして話を集めてきてくれます。特に父には、私が猟銃を所持したいと話したところから猛反発され説得にかなり時間を要しましたが、良き理解者となってくれ、高齢で動けなくなりつつある母方の親戚に代わって畑の手入れを頑張ってくれていて、一番私の関わる仕事に向き合ってくれている人だと感じています。

この先もこれだけ長く寄り添ってくれた家族の期待を裏切らないように、豊かな自然をより多く末永く守り伝えられるよう努めていきたいと思っています。とは言え、まだまだ浅く偏った知識しか持ち合わせておりませんので、WMOの名に恥じぬようより一層勉強にも励みたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。



祖母の家のタケノコ

耕作放棄地にさせまいと定年後一層力を入れた父に帰省時に連れられてきました。

WMO活動報告 2025年4月～6月

- 効果的な内水面水産資源被害防止技術開発事業委託〔水産庁〕
- 尾瀬及び日光国立公園におけるニホンジカ捕獲調査業務〔関東地方環境事務所〕
- 富士箱根伊豆国立公園箱根地域シカ管理対策検討調査業務〔関東地方環境事務所〕
- 尾瀬及び日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会運営業務〔関東地方環境事務所〕
- 関東山地ニホンジカ広域保護管理調査等業務〔関東地方環境事務所〕
- 国指定紀伊長島鳥獣保護区カワウ生息状況等調査業務〔中部地方環境事務所〕
- 四国のツキノワグマ錯誤捕獲等緊急対応業務（単価契約）〔中国四国地方環境事務所〕
- 国指定中海鳥獣保護区カワウ繁殖抑制業務〔中国四国地方環境事務所〕
- 宮城県カワウ個体群管理業務〔宮城県〕
- カワウ行動追跡調査業務委託〔福島県〕
- 避難地域鳥獣対策支援業務〔福島県〕
- 高原地域ニホンジカ行動調査業務〔栃木県〕
- イリジウム通信機能付き GPS 首輪の通信料〔栃木県林業センター〕
- 赤城山ニホンジカ及びイノシシ生息状況等調査業務〔群馬県〕
- 神津地区ニホンジカ及びイノシシ生息状況等調査業務〔群馬県〕
- イノシシ・ニホンジカ生息状況調査及び個体数推定業務〔埼玉県〕
- 外来種特別対策事業（アカゲザル等）業務委託〔千葉県〕
- ニホンザル生息状況調査等業務委託〔千葉県〕
- 大島キョン防除委託 組織銃器C〔東京都〕
- 公園緑地等維持管理工事 県単（その703）〔神奈川県厚木土木事務所〕
- 福井県サル群れ行動圏調査業務〔福井県〕
- 山梨県中央線沿線ニホンジカ動態調査業務（大月エリア）〔山梨県〕
- ツキノワグマ生息等モニタリング調査業務〔山梨県〕
- ニホンジカ及びイノシシ生息等モニタリング調査業務〔山梨県〕
- 岐阜県野生動物モニタリング調査業務委託〔岐阜県〕
- 岐阜県ツキノワグマ生息状況調査業務〔岐阜県〕
- GPS ロガー装着によるカワウ飛来動向調査委託業務〔岐阜県〕
- ニホンザル GPS モニタリングモデル事業委託業務〔岐阜県〕
- ツキノワグマ生息実態調査業務委託〔静岡県〕
- ツキノワグマ生息環境調査業務委託〔静岡県〕
- ツキノワグマ個体数調査業務委託〔愛知県〕
- ツキノワグマ保護等業務委託（単価契約）〔三重県〕
- ツキノワグマ移動放獣業務〔滋賀県〕
- 森林動物行動圏等調査事業業務〔滋賀県〕

- ツキノワグマ保護管理事業〔京都府〕
- 野生鳥獣（ニホンジカ）生息動態調査業務〔京都府〕
- ツキノワグマ放獣業務委託〔兵庫県〕
- カワウ管理協議会の運営補助及び管理手法実証業務〔兵庫県〕
- 紀伊山地カモシカ保護地域第6回特別調査委託業務〔奈良県〕
- 和歌山県ツキノワグマ保護管理対策業務〔和歌山県〕
- 有害ニホンザルの群れ捕獲業務〔和歌山県〕
- ニホンザルの生息状況調査（GPSを活用した群れ調査）業務〔和歌山県〕
- 指定管理鳥獣（ツキノワグマ）放獣業務〔鳥取県〕
- 特定鳥獣生息実態調査業務〔鳥取県〕
- 指定管理鳥獣生息実態調査（ツキノワグマ）業務〔鳥取県〕
- ツキノワグマ捕獲・追い払い研修業務〔鳥取県〕
- 野生鳥獣調査事業（ニホンジカ、イノシシの生息数推定業務）〔岡山県〕
- 野生鳥獣調査事業（ニホンザル生息状況調査）〔岡山県〕
- 堅果類等豊凶調査業務〔広島県〕
- わな免許取得者へ向けた捕獲・処理技術の向上研修業務〔山口県〕
- ニホンジカ個体数推定業務及び生息状況調査〔山口県〕
- ニホンザル発信機装着業務委託〔東京都八王子市〕
- サル個体数調査業務委託〔東京都檜原村〕
- タイワンザル生態調査および計画策定委託〔東京都大島町〕
- クリハラリス生態調査および計画策定委託〔東京都大島町〕
- 静岡市ニホンザル行動圏把握調査業務〔静岡県静岡市〕
- ツキノワグマ不働化業務委託〔三重県熊野市〕
- ツキノワグマ保護等業務委託〔三重県紀北町〕
- ニホンザル個体数・行動域調査業務〔滋賀県長浜市〕
- ニホンザル甲賀A群個体数調整業務委託〔滋賀県甲賀市〕
- ニホンザル個体数調整業務委託（安曇川B群）〔滋賀県高島市〕
- ニホンザル個体数調整業務委託〔滋賀県日野町〕
- ニホンザルモニタリング調査業務〔滋賀県日野町〕
- 総合獣害対策事業 東山地域イノシシ等大型獣対策業務〔京都府京都市〕
- 総合獣害対策事業ニホンザル（京都A群）捕獲等管理業務〔京都府京都市〕
- 総合獣害対策事業久多ニホンザル（京都D群）捕獲等管理業務〔京都府京都市〕
- 総合獣害対策事業ニホンザル（亀岡A群）管理業務〔京都府京都市〕
- ツキノワグマ出没防止に係る集落環境点検支援事業委託業務〔京都府京都市〕
- 智頭町クマ学習会開催委託業務〔鳥取県智頭町〕
- ツキノワグマ出没時安全対策業務委託（ツキノワグマ有害個体捕獲時対応処理委託業務）〔鳥取県智頭町〕
- ツキノワグマ有害捕獲個体処理委託業務〔鳥取県八頭町〕
- ニホンザル発信器装着業務〔島根県川本町〕

- 天然記念物臥牛山のサル生息地 天然記念物食害対策事業 ニホンザル発信機装着業務
〔高梁市教育委員会〕
- 天然記念物臥牛山のサル生息地 天然記念物食害対策事業 ニホンザル個体数調査業務
〔高梁市教育委員会〕
- サル被害総合対策モデル事業〔岡山県真庭市〕
- ニホンザル捕獲業務〔岡山県真庭市〕
- ニホンザル人的被害防止対策・捕獲業務委託〔福岡県那珂川市〕
- 有害鳥獣捕獲処理業務委託〔福岡県那珂川市〕
- ニホンザル効果的捕獲促進事業業務委託（小綱木B群3年目）〔川俣町農林産物有害鳥獣対策協議会〕
- ニホンザル GPS 首輪等装着業務〔高梁市鳥獣被害防止対策協議会〕
- サル被害総合対策普及事業委託業務〔高知県〕
- 鳥獣被害対策アドバイザー支援業務〔山口県〕
- つるぎ町ニホンザル等捕獲駆除業務〔つるぎ町有害鳥獣捕獲対策協議会〕
- 自動撮影カメラ・熱赤外搭載ドローンによるシカ生息密度推定業務〔京都先端科学大学〕
- 第1期野生イノシシ経ロワクチン野外散布実施業務委託〔一般社団法人神奈川県畜産会〕
- ツキノワグマ放獣業務〔特定非営利活動法人四国自然史科学研究センター〕
- 住居等の周辺における大型鳥獣出没対応検討業務〔一般財団法人自然環境研究センター〕
- 加美町ツキノワグマ捕獲追跡調査業務〔一般財団法人日本気象協会〕
- 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社管内における野生鳥獣と列車の衝撃事故分析業務
〔東日本旅客鉄道株式会社〕
- 今、都市近郊の森で獣害対策をどのように進めていくべきか（多摩森林科学園）……………講師：岸本(康)
- カワウ保護及び管理に関する検討会（環境省）……………検討委員：加藤(洋)
- 屋久島世界遺産地域科学委員会ヤクシカ・ワーキンググループ……………委員：濱崎
- 鳥獣被害対策データ活用促進検討会（農林水産省）……………委員：清野
- 福島県野生鳥獣保護管理検討会（ニホンジカ）……………委員：濱崎
- 神奈川県ニホンザル管理検討委員会……………オブザーバー：岡野・海老原・豊川
- 山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議……………オブザーバー：奥村
- 静岡県カモシカ管理検討会……………委員：濱崎
- 静岡県ニホンジカ保護管理検討会……………委員：濱崎
- 静岡県カワウ食害防止対策検討会……………委員：加藤(洋)
- 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画検討会……………アドバイザー：濱崎
- 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画検討会……………アドバイザー：濱崎
- 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画検討会……………アドバイザー：濱崎
- 徳島県イノシシ管理計画ワーキング会議……………委員：濱崎
- 徳島県ニホンジカ管理計画ワーキング会議……………委員：濱崎
- 福岡県特定鳥獣（イノシシ・シカ）保護管理検討会……………委員：横山
- 日本哺乳類学会 外来動物対策作業部会……………委員：白井・佐伯・渡邊
- 日本哺乳類学会 ニホンザル保護管理検討作業部会……………委員：清野・海老原・三木・藏元

- 日本哺乳類学会 シカ保護管理検討作業部会
..... 副部長：横山、委員：濱崎・岸本(康)・大西
- 日本哺乳類学会 クマ保護管理検討作業部会..... 副部長：中川(恒)
- 日本哺乳類学会 カモシカ保護管理検討作業部会..... 委員：西村・関
- 日本哺乳類学会 イノシシ保護管理検討作業部会..... 委員：竹内
- 日本霊長類学会 霊長類保全福祉委員会..... 幹事：白井
- 日本野生動物医学会..... 評議員：後藤
- 日本野生動物医学会 ニュースレター編集委員会..... 委員：後藤
- 「野生生物と社会」学会 青年部会..... 役員：本橋・渡邊
- 「野生生物と社会」学会 「野生生物と社会」編集委員会..... 編集幹事：渡邊
- 「野生生物と社会」学会 ワイルドライフ・フォーラム誌編集委員会..... 副編集委員長：本橋
- 日本生態学会 保全生態学研究編集委員会..... 委員：岸本(康)
- IUCN /Species Survival Commission (SSC)/ Primate Specialist Group/日本グループ..... メンバー：白井
- TWS / The Wildlife Society / International Wildlife Management Working Group..... 委員長：大西
- TWS / Southeast Section of TWS..... 秘書：大西
- TWS / The Wildlife Society / TWS Japan Student Chapter..... とりまとめ役：大西
- 野生動物の形態、生理、生態等に関わるデータ・試料の蓄積
- 野外における野生動物の麻酔方法の検討



『FIELD NOTE』は会員の皆様の情報交換の場です。
 各種お知らせ・イラスト・原稿・ご意見・ご感想を募集しています。
 内容・分量・書式は問いませんので、お気軽にお寄せ下さい。
 編集部一同、お待ちしております。

次号No.168は2025年10月末発行予定です。
 原稿は9月10日までにお寄せ下さい。



FIELD NOTE
フィールドノート
2025. 7. 31 No. 167

発行：WMO／（株）野生動物保護管理事務所
〒192-0031 東京都八王子市小宮町922-7
TEL 042-649-1385 FAX 042-649-1386
URL <https://wmo.co.jp/>
E-mail WMO_fn@wmo.co.jp
発行責任者：奥村忠誠
編集：『FIELD NOTE』編集部
郵便振替：00140-4-63739 年会費：¥2,000

無断転載を禁ずる